

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 2 9 日

学校法人 大阪明星学園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 大 阪 明 星 学 園

監 事 富永護 

監 事 深堀一洋 

私たちは、学校法人大阪明星学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人大阪明星学園寄附行為第13条の規定に基づいて同学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書)を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

以 上